

## 令和2年度第2回江別市後見実施機関運営協議会議事録（要点筆記）

1 日 時 令和3年1月26日（火） 午前9時30分～午前11時00分

2 場 所 総合社会福祉センター 2階研修室

### 3 出席者（敬称略）

- （委員） 林 恭裕（北翔大学非常勤講師）、西脇 崇晃（弁護士）、  
大桃 涼輔（司法書士）、菅 しおり（社会福祉士）、  
佐々木修司（江別市地域包括支援センター）、  
鹿島 聡美（江別市障がい者支援センター）
- （事務局） 健康福祉部長、健康福祉部次長、障がい福祉課長、障がい福祉係長、  
介護保険課長、高齢福祉係長、高齢福祉係主事
- （受託者） 江別市成年後見支援センター（江別市社会福祉協議会）  
センター長、センター次長、主任相談支援員、相談支援員、アドバイザー
- （傍聴人） なし

4 欠席者 なし

### 5 協議会資料

- (1) 次第
- (2) 資料
- ・ 資料1 江別市成年後見制度利用促進基本計画（案）の構成について
  - ・ 資料2 江別市成年後見制度利用促進基本計画（案）
  - ・ 資料3 差替資料（江別市成年後見制度利用促進基本計画（案）の修正について）
- (3) 座席表

### 6 議事概要

#### 【1 開会】

##### ○事務局

ただ今から、令和2年度第2回江別市後見実施機関運営協議会を開会する。

本日はご多忙の中、ご出席いただいたことに感謝申し上げます。

本日協議いただく江別市成年後見制度利用促進基本計画は、この度本市で初めて策定する計画であるため、忌憚のないご意見をいただきたい。

（配布資料の確認）

（協議会成立要件の報告）

江別市後見実施機関設置要綱の規定により、委員の半数以上のご出席をいただいていることから、本協議会が成立していることを報告する。

(本協議会の公開について)

本協議会は、個別の受任案件の適性性の監督など、扱う内容に個人情報が含まれることから、これまで会議及び議事録について非公開としていたところであるが、本日の議題である「江別市成年後見制度利用促進基本計画（案）」に係る協議については、江別市情報公開条例に基づき公開すること、また、議事録については市のホームページ上で公開することとなっているので了承いただきたい。

議事録は、発言の趣旨を保ったうえで事務局にて要約し、各委員の確認のうえ、必要に応じて修正した後に公開するため、ご理解ご協力をお願いしたい。

なお、本日は事務局として、介護保険課地域支援事業担当参事、同主査を参加させていただきたい。地域支援事業担当は、地域包括支援センターや認知症施策を所管しており、成年後見制度利用促進のための施策を進めていくうえで関わりがあることから、今後も必要に応じて参加する予定であり、宜しくをお願いしたい。

また、本日の協議会で発言を希望される委員におかれては、事前に挙手いただき、職員がマイクをお持ちしてからご発言いただきたい。

## 【2 議事】

協議事項「江別市成年後見制度利用促進基本計画の素案について」

### ○林会長

事務局へ資料1「江別市成年後見制度利用促進基本計画（案）の構成について」及び計画案「第1章 計画の策定にあたって」の説明を求める。

(事務局から資料1及び計画案に基づき説明)

### ○林会長

事務局の説明に対する質疑を求める。

(質疑なし)

### ○林会長

事務局へ計画案「第2章 成年後見制度を取り巻く現状と課題」の説明を求める。

(事務局から計画案に基づき説明)

### ○林会長

事務局の説明に対する質疑を求める。

### ○首委員

17 ページの「本市の成年被後見人等である本人と後見人等との関係別件数」において、「市民後見人」の欄に「後見支援の会」の件数が記載されているとのことであるが、市民

後見人と分けて記載した方がわかりやすいのではないか。

「後見支援の会」の会員は、家庭裁判所を退職した方々であり、どちらかというと専門職に近いので、市民後見人の欄に記載するのではなく、分けて二列に記載してはどうか。

#### ○事務局

札幌家庭裁判所において、「後見支援の会」の会員を「市民後見人」として計上していることから、本計画でも家庭裁判所に合わせた記載の仕方をしたものであるが、わかりやすく「市民後見人」の欄とは別で記載するようにしたい。「その他」とするか「後見支援の会」という名称で記載するか、記載方法は検討させていただきたい。

#### ○林会長

札幌家庭裁判所は、「後見支援の会」の会員を「市民後見人」として位置付けているのか。

#### ○事務局

札幌家庭裁判所に確認したところ、17ページの表に記載の「弁護士」や「司法書士」などの専門職以外ということで、記載のとおり「市民後見人」の括りで計上しているとのことであった。

#### ○林会長

札幌家庭裁判所が「市民後見人」の範囲を、養成講座を修了した人だけに限定するのか、専門職にもどこにも属さないが、一市民として後見を受任する人も含めるのかどうかという判断になるのではないか。

札幌家庭裁判所が後者を含めるとしているのであれば、市民後見人の欄の下に「後見支援の会の会員」と、もう一つ「養成講座を修了した市民後見人」など、そのような記載方法にしなければならないのではないか。札幌家庭裁判所の「市民後見人」の括りがどうなっているのか確認したほうがよい。

#### ○事務局

先に説明したとおり、法人後見から市民後見人にリレーした場合や、後見開始当初の選任から途中で後見人が替わった場合などの計上の仕方など不明な部分があるため、その点も含めて札幌家庭裁判所に確認をし、記載方法について検討したい。

#### ○林会長

事務局へ計画案「第3章 計画の理念及び体系」及び「第4章 施策の展開」の説明を求める。

(事務局から計画案に基づき説明)

## ○西脇委員

第3章、4章の全般に関わることだが、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、当初予定していた内容であったとしても、内容の見直しなど柔軟にやっていく必要があるかと思う。

連携であったり広報においても、今までの方法が通用しない部分が実際に現場で出てきているのではないか。特に高齢者・障がい者の方と直接触れ合うということで、さらに気を遣われているかと思う。

現状、計画には盛り込まれていないが、計画にプラスアルファで新型コロナウイルス感染症対策、あるいは、インターネット等のIT化を通じた更なる改善や配慮していくような計画があれば教えていただきたい。

## ○事務局

現在のところ、インターネット等のICTの活用については環境の整備も必要であり、計画に記載していない。

現状としては、具体的な検討は進んでいないが、西脇委員がおっしゃるように、新型コロナウイルス感染症の状況が今後どのようになっていくか分からないことから検討は必要になってくるかと思う。

## ○林会長

30ページのところで気になっていたが、新型コロナウイルス感染症に関わらず、「相談機能の充実」にICTの活用や検討について記載してもよいのではないか。後見される人は高齢者かもしれないが、後見する人は若い人であり、今は60代、70代でもSNSやラインを使われている方もいるので、そういった手段を活用するのもいいのではないか。

## ○大桃委員

第3章と4章で様々な取組実績があげられているが、その中で市長申立ての件数が気になっている。制度利用の推進という面では、この件数は増えていくべき数字なのかなと思っている。平成30年度から令和元年度では増えていないが、令和2年度の件数はいかがか。まだ年度末ではないので確定ではないとしても、現在の情報として把握されていれば教えていただきたい。

## ○事務局

令和2年度は、今現在で高齢者・障がい者各1件の合計2件となっており、平成30年度、令和元年度と比較すると若干少ない。

## ○大桃委員

この状況は、相談や市長申立てが必要な案件など、需要自体が増えていないのか、それとも相談や市長申立ての需要であったり申込みはあったが、対応しきれず市長申立てに至らないのか、そのあたりの感覚はいかがか。

### ○江別市成年後見支援センター相談支援員

まず、相談では保佐、補助相当の方が非常に多い。その場合、本人申立てができるので、本人申立ての件数の方が多くなっていく。

市長申立ては、基本的に申立てができる親族がおらず、本人の判断能力も後見相当という方が対象となるため、単純にそういった案件が少なかったという感覚である。

### ○大桃委員

市長申立て案件が需要としてそこまでまだ増えてきていないということに理解した。

### ○鹿島委員

同じく 30 ページの「相談機能の充実」の「ネットワークを活用した関係機関の連携」「関連制度との連携」というところで、生活に困窮した人たちの中には判断能力が低下している方が多く、障がいのある方で生活に困窮している方については、江別市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の利用を相談する場合と生活困窮者自立支援事業の家計改善支援の利用を相談する場合があるので、そこからの連携があってもよいのではないかと思った。

実際にどの程度の件数が連携されているのかは分からないが、財産が多額のため日常生活自立支援事業では対応が難しい場合には、くらしサポートセンターえべつに相談させていただいたりということもあるので、そのあたりはいかがか。

### ○江別市成年後見支援センター主任相談支援員

実際にくらしサポートセンターえべつにしても、日常生活自立支援事業にしても、成年後見支援センターにしても、江別市社会福祉協議会の中で実施する事業であるため、一時的にどこかの部署で相談等を受け、相談等を受けた部署の支援策の中で対応できない場合については係を超えて協議している。

その中でも、くらしサポートセンターえべつへの相談であるけれども、支援者がいないだけというケースの場合は日常生活自立支援事業で対応することになり、日常生活自立支援事業への相談であるけれども成年後見制度を利用したほうがよいというケースの場合には成年後見制度の担当者に相談し、そこから会議などを行って後見の利用を申立てるといった流れでやっている。

正確な件数については把握していないが、相談を受けた都度、他の制度も含め、どの制度を利用することが適切か考えて支援を検討している。

### ○鹿島委員

江別市社会福祉協議会では、そのような方法で支援の検討をされているだろうと思っていたが、この「関連制度」に生活困窮者自立支援事業も入れてもいいかと思うのがいかがか。

### ○林会長

文章の中に「生活困窮者自立支援事業」を入れるということか。

### ○鹿島委員

そうですね。「家計改善支援」という事業が比較的利用しやすい。障がいのある方で、自身で通帳を管理している方の場合、日常生活自立支援事業の利用となると通帳を預けるとい点がハードルとなるが、まず自身で通帳を管理する家計改善支援の利用であれば本人に納得されやすい。実際には借金でどのように対応してよいか分からないという方も、家計改善支援に依頼するということが結構あるかと思う。

### ○林会長

具体的に計画に載せるか、それともこの関係機関や関連制度の中で、そのような事業を踏まえて進めるかということになるかと思う。

### ○鹿島委員

「等」と記載されているので、具体的に載せても踏まえた形でも、どちらでも構わない。

### ○林会長

細かく載せてしまうと他にも色々載せなければならなくなるため、それを含みで計画を作ってもらおうということによろしいか。

### ○鹿島委員

了。

### ○菅委員

私は札幌市の権利擁護部会の委員をしているが、札幌市でも今と同じ意見が出た。

日常生活自立支援事業を利用している人に、成年後見制度の利用が必要な時期が来たとき、それぞれの相談支援機関は当然切っても切れない関係になる。そのとき、相談機能に線を引いて「これは日常生活自立支援事業の相談」、「これは成年後見制度の相談」など分けてしまっても成り立たない。鹿島委員がおっしゃるように、全て相談機能として一旦引き受けなければいけないと札幌市では意見がまとまった。

要するに、細かく計画に記載するのではなく、まずは幅広く相談を受け入れたうえで、どの相談支援機関につなげていくかという機能が必要なのではないかという意見がでた。

### ○林会長

その場合の「相談を受ける」というのは成年後見支援センターがということか。

### ○菅委員

中核機関の機能である「相談機能」自体の内容をどのような内容にするかという話の中で出た意見である。相談を受けると、成年後見制度だけでは収まらず、やはりどうしても日常生活自立支援事業やその他色々な制度の検討が必要となってくるので、まずは相談機能の中で色々な相談を受けていくキャパが必要であり、そして、そのうえで適切な相談支

援機関につないでいくという機能が必要ではないかという話であった。

#### ○林会長

この話からすると、26 ページの中核機関の設置と運営の中の検討項目になるということ  
でよいか。

計画では中核機関を置くことを前提に検討するとされているので、中核機関を設置する  
際の機能として、そういうことも考えてもらいたいということになるか。

#### ○菅委員

そうですね。今話し合われているのは、大きな骨組みを作っているということだと思  
うので、多分、次回の話合いの中で細かい検討がなされることになるかと思うがいかがか。

#### ○事務局

計画の中では、今後の方向性や具体的な取組など大きな骨組みを記載しているが、実際  
にこれから中核機関を設置し、設置にあたって中核機関がどのような機能を果たしていく  
のかなど、そういった具体的な個別の内容については、この協議会等において今後検討さ  
せていただきたいと考えている。

#### ○林会長

今後、中核機関の設置・運営について検討する段階になったときに、今の協議がどのよ  
うに反映されるかということであり、具体的な検討はまた別の段階になるということで承  
知した。

#### ○佐々木委員

本計画の肝の一つになっているのではないかと思うが、随所に本人の意思決定支援、身  
上保護を重視するという記載があり、現場で相談業務に携わるものとしては非常に嬉しく、  
ありがたい方針だと思って聞いていた。

これからかとは思いますが、意思決定支援や身上保護に関する具体的な取組や仕組づくりな  
ど、何か計画しているのであれば教えていただきたい。

また、地域包括支援センターでも社会福祉士部会で意思決定支援に力を入れて取り組ん  
でいるので、ぜひ連携してやっていっていただきたいと思う。

#### ○事務局

中核機関の設置や運営の検討と同様の考えであるが、本人の意思決定支援や身上保護の  
重視における関係機関のネットワークなど、そういった内容についても具体的な検討は本  
協議であわせてご意見等いただきたいと考えている。

#### ○林会長

意思決定支援はなかなか難しいコンセプトなので簡単にはいかないと思う。

### ○菅委員

3月に厚生労働省による意思決定支援についての研修会が開催される予定で、委員の方も参加されるかと思うが、今、ちょうど色々なところで研修会等行われている最中ではないかと思う。

江別市でも、ある一定の方向性を決めていく中で研修会等を独自に進めていただきたい。

### ○林会長

25ページ「(3)協議会によるチーム支援体制の構築」について、「協議体」又は「協議会」のいずれかで統一したほうがよいかと思う。後で整理していただきたい。

### ○林会長

計画案「第5章 計画の推進に向けて」及び「資料編」の説明を求める。

(事務局から計画案に基づき説明)

### ○林会長

事務局の説明に対する質疑を求める。

(質疑なし)

### ○鹿島委員

資料編の48ページ「成年後見制度利用促進基本計画策定に係る市民アンケート調査結果の障がい者関係の合計数と高齢者関係の合計数と全く同じであるがいかかがか。

### ○事務局

修正させていただく。

### ○林会長

41ページの評価指標において、江別市の場合、上向きの矢印で表記する例は他にあるのか。定量的なアナウンスがなければ、例えば、「市民の成年後見制度の認知度」が現在はまだ十分ではないということに対して、何年度にはこの数字をさらに伸ばした方向を目指したいなど、定性的な言い方をするとよい。

また、「中核機関が支援した件数」というと今のところ数量的に測れないので、中核機関の機能や地域連携ネットワークを「充実させる」、中核機関に基づいた地域連携ネットワークの「充実を図る」などとした方が、一でも十でも成果としては図りやすいのではないかと心配。矢印というのは初めてみたので、こういうもので馴染むのかが心配。江別市でこういう記載の例があるのであれば構わない。



#### ○事務局

今回は最初の計画ということもあり、具体的な数字は出さず矢印で表記した。

江別市の高齢者総合計画や、本計画案を策定するにあたり、色々な他市町村の計画を参考にさせていただいた中で、このような表記をしている市町村があることは確認している。

#### ○林会長

事務局の第1章から第5章まで全体の説明に対する質疑を求める。

#### ○江別市成年後見支援センターアドバイザー

27ページの「中核機関の設置と運営」の取組実績の中に「暮らしと成年後見を考える研修会」というものがある。令和2年度はコロナ禍という状況で開催が難しかったが、来年度7月までに計画が策定され、この計画がある程度具体化し、中核機関等が設置に向けて具体的なものになるときに、是非この研修会を開催して中核機関の設置や地域連携ネットワークづくりのPR等、周知いただければと思う。

#### ○林会長

それでは若干色々のご意見があったので、修正がある場合は事務局一任でよろしいか。

(異議なし)

### 【3 その他】

#### ○事務局

本日委員の皆さまからいただいた意見をもって、事務局にて修正させていただく。

後日、お気づきの点等あった場合には意見提出書に記載のうえ、2月1日(月)までにメール等にて介護保険課へご提出いただきたい。

#### ○事務局

今後の予定。2月18日(木)開催の江別市社会福祉審議会での審議の後、3月に本協議会にてパブリックコメント前の最終案として示させていただき、パブリックコメント実施後、令和3年7月に計画策定としたいと考えている。

#### ○林会長

以上で本日の議題は終了する。

### 【4 閉会】